平成２１年（フ）第８１４号
静岡市駿河区下川原６丁目29番35号　フローリッシュ202号、旧住所静岡市駿河区みずほ１丁目２番地の29　レオパレスカナン103号
債務者　杉村　美幸（旧姓伊久美）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８号
熊本県菊池市四町分下組393、住民票上の住所熊本県山鹿市津留57番１
債務者　舩脇　益雄
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
熊本県菊池市四町分下組393、住民票上の住所熊本県山鹿市津留57番１
債務者　舩脇　鶴美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
熊本県山鹿市山鹿155―６　セリーヌ参番館115号室、住民票上の住所熊本県山鹿市城94番地
債務者　星子　則光
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
神奈川県相模原市相武台２丁目11番11号　ネオパレス安藤Ｂ号室
債務者　相関　三郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５８４号
神奈川県相模原市相武台２丁目11番11号　ネオパレス安藤Ｂ号室
債務者　相関　和子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５９９号
神奈川県相模原市上鶴間２丁目16番15号　ピュア東林101号室
債務者　須藤　　勝
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６１９号
神奈川県相模原市田名3354番地７
債務者　片山　淳司
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６２２号
神奈川県相模原市田名4142番地１　サニーホームズ黄金山205号
債務者　鈴木　　一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６２３号
神奈川県相模原市横山３丁目23番19号
債務者　平石　勝男
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６２４号
神奈川県相模原市相模台１丁目５番８号　ハイツいずみ202
債務者　楫濵　正典
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６３１号
神奈川県相模原市相模原４丁目４番８―404号
債務者　内藤　正治
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６４１号
神奈川県相模原市陽光台６丁目５番15号　シティーライフ101号室
債務者　仁上久美子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５１号
神奈川県相模原市矢部１丁目15番19号　ホーユウパレス相模原南401号
債務者　石井　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部